

# 高知県木の文化賞顕彰要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、高知県が認定する木の文化賞に関し必要な事項を定める。

(木の文化賞の目的と対象)

第2条 木の文化賞は、「高知県県産木材の供給及び利用の促進に関する条例」(平成29年3月24日条例第1号)第16条の規定に基づき、県内(第4項は県内外)において木の文化県構想の推進、木の文化の向上について、次の各項のいずれかに該当し、その功績の顕著なものに対して贈る。

1 木造建築物及び木造建造物の部

- (1) 斬新な木造建築、自然環境に調和した構造物で、木の文化県の創造に寄与したもの
- (2) 意匠、形態に優れ、地域の木の文化を高めるもの
- (3) 地域のランドマーク、シンボルとなるもの
- (4) その他この賞の目的に沿ったもの

2 木の文化のまち並み及び生活のある風景の部

- (1) 木の文化県に相応しい優れた景観をつくりあげているもの
- (2) 住民の主体的な活動による木の文化県に相応しいまち並み及び生活の風景が形成されているもの、あるいは保存に取り組んでいるもの
- (3) その他この賞の目的に沿ったもの

3 木の文化を実践している人たちの部

- (1) 伝統的な技術を守り、育て、活かしながら活躍している人たち
- (2) その他この賞の目的に沿い、木の文化を実践し地域に貢献している人たち

4 県産木材の利用促進の部

- (1) 県産木材を県内又は県外で積極的に利用している人たち
- (2) その他、この賞の目的に沿い、県産木材の需要創出に貢献している人たち

(表彰の方法及び対象者)

第3条 表彰は、第2条の規定に定める対象者に対し行う。

2 第2条の規定に定める対象者は、次の各項とする。

- (1) 木造建築物及び木造建造物の部は、その所有者、設計者及び施工者(ただし、県は除くこととする。)
- (2) 木の文化のまち並み及び生活のある風景の部は、保存活動する団体等
- (3) 木の文化を実践している人たちの部は、個人及び団体等
- (4) 県産木材の利用促進の部は、個人及び団体等

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものについては、表彰を行わない。

- (1) 次のいずれかに該当すると認めるもの

ア 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下この号において「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この号において同じ。）であるもの

イ 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるもの

ウ その役員等（法人にあっては業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあってはその長、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいい、個人にあってはその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等であるもの

エ 暴力団員等がその事業活動を支配しているもの

オ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているもの

カ 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているもの

キ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したもの

ク 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したもの

ケ 自己又はその役員等が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したもの

コ 自己又はその役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの

（2）第2条1に該当するものにあつては、当該建築物の施工日以降表彰式までに、「建設業法の監督処分及び高知県建設工事指名停止等措置要綱に基づく指名停止等」（以下「処分」という。）を受けているもの。ただし、表彰対象者である所有者、設計者、施工者のうち、処分を受けていないものに関しては表彰を行う。

（3）全各号に掲げるもののほか、表彰することが適当でないと知事が認めるもの

（選定委員会）

第4条 木の文化賞の選考審議を行うため、木の文化賞選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

2 選定委員会は、委員5人で組織する。

3 委員は木の文化に関し、高い見識を有する者のうちから、高知県林業振興・環境部長が委嘱する。

- 4 委員の任期は、委嘱の日から翌年度末日までとする。ただし、委員が欠けた場合、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。

(選定委員会の委員長及び副委員長)

第5条 選定委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、それぞれ委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、選定委員会を主宰する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(選定委員会の開催)

第6条 選定委員会は、高知県林業振興・環境部長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

(木の文化賞の受賞候補の推薦)

第7条 だれでも、第2条の規定に該当するものを木の文化賞の受賞候補及び候補者として、別に定める様式により推薦することができる。

(木の文化賞の授与の期日)

第8条 木の文化賞の授与は、随時行う。

(庶務)

第9条 選定委員会の運営等木の文化賞の顕彰に関する庶務は、高知県林業振興・環境部林業環境政策課において行う。

(雑則)

第10条 この要領に定めるもののほか、木の文化賞の認定に関して必要な事項は別に定める。

附則

この要領は平成13年1月1日から施行する。

この要領は平成18年9月5日から施行する。(改正)

この要領は平成19年8月28日から施行する。(改正)

この要領は平成20年7月30日から施行する。(改正)

この要領は平成22年7月26日から施行する。(改正)

この要領は平成25年7月22日から施行する。(改正)

この要領は平成26年8月15日から施行する。(改正)

この要領は令和2年1月17日から施行する。(改正)

この要領は令和3年4月1日から施行する。(改正)

この要領は令和6年4月9日から施行する。（改正）